

山陰地方からの北海道移住

— 山陰移住会社と鳥取 — (一)

伊藤 康

はじめに

明治期以降に北海道に移住した鳥取県人に関する調査によると、^①鳥取県では、明治一〇年代末から県の主導による士族移住が開始され、これを契機として大正時代末までにおよそ七千二百余戸、二万三千余名が渡道している。^②移住先は全道に広がっているが、その形態は、^①士族授産に伴う移住、^②屯田兵による移住、^③農業従事者の団体移住、^④漁業従事者の移住に大別される。^③

本稿で扱う山陰移住会社は、明治二八（一八九五）年に石見国邇摩安濃両郡（現在の島根県江津市、大田市付近）の有志によって設立され、倶知安原野の未開地三一五万坪の開墾を中心とする農場経営を行った組織である。農場経

営者・開墾従事者は島根県人が中心であったが、鳥取県からも明治二九年から三十一年にかけて約六〇戸が移住している。前述の形態で言えば、^③農業従事者の団体移住の一つである。

山陰移住会社の概要をさらに述べておくと、会社設立の中心人物は安濃郡出身の米田和一である。『倶知安の八十年』によると、三井物産社員として来道、岩内に在住の折、「倶知安原野有望の報を知り、島根県からの移住計画をたて各方面に働きかけた。これがきっかけで山陰移住会社が設立（明治二十八年）され、同年から三十一年までに二百四戸の移住者を迎え、倶知安農場管理人として、農場の經理、運営にあたった^④」とある。米田和一が草した史料、山陰移住会社に関する史料は、北海道大学附属図書館に所

蔵される。⁽⁵⁾中でも「山陰移住会社関係書類（参考資料第貳号）」は、山陰移住会社の諸相を知る基礎的な史料である。本稿は、この史料の分析を軸に、送元である山陰地方の当時の社会情勢、会社設立の契機、農場の開設（小作人が入植をほぼ完了する段階）までを俯瞰してみたい。

一 移住前夜（一）

話を進める前に、「山陰移住会社関係書類（参考資料第貳号）」（以下、「関係書類」）について概説しておく。「関係書類」は、米田和一の手になるもので、会社設立の発端から農場売却の顛末までの完結した記録である。記載は一北海道移住策奨励宣伝、一山陰移住会社創立顛末、三北海道有未開地貸下出願、四俱知安農場開始後附属事業、五農場売却顛末の五項目で構成される。なお、以下に掲載する史料で「関係書類」から引用したものは、右の五項目の該当番号（一～五）が分かるように表記した。

さて、会社設立の中心人物で安濃郡波根西村（現、島根県大田市久手町波根西）出身の米田和一が、「石見余剰ノ人民ヲ北海道ニ移住セシムルノ策」を草したのは、明治二五（一八九二）年十二月一九日のことである。

〔史料一〕（「関係書類」一）

我カ郷国石州ノ広袤東西二十五里南北廿七里余面積一百八十有四方里余此ニ棲息スル三十万ノ同胞三分ノ二ハ農業ヲ以テ生活ノ基本トナス然ルニ耕作ノ用ニ供ス可キ田畑ノ反別四万〇四百七拾八町歩之レヲ農家ノ数五万四千百九十二戸ニ配当スレハ一戸ニ付七反四畝歩余ニ過キス剩ヘ土地確確ニシテ米麦実ラス山ハ概シ秃楮ニシテ伐ル可キノ樹木ナク江川ハ山陰ノ第一位ニ居リ乍ラ之ヲ利用スルノ事業ナシ往時ハ鉞山事業盛ニ興リシカ今ヤ悉ク廢シ之ニ従事セル幾千ノ人民ハ糊口ノ途ヲ失ヒ饑餓ニ泣ク者日ニ月ニ増加シ沿岸四十里僅ニ鱈鯖鮫ノ如キ産出アルヲ以テ一万二千ノ漁民ハ農家ノ如ク困苦ハ嘗メサルモ尚且ツ暴風怒濤ノ久シキアレハ六十八浦人ニ生色ナキニ至ル生計ノ根本タル農業ト漁業ニ於テ此ノ如シ随テ工業興ラズ商況萎靡シ人心卑屈ニ流レ士氣振ハス目下ノ景況ニ於テ猶且ツ然リ況ンヤ年々歳々二千ニ超ユル人口ノ増殖スルニ於テオヤ我カ三十万ノ同胞ハコノ年々歳々増殖スル人民ニ如何ナル職業如何ナル生計ヲ与ヘント欲スル乎コレ石州人民ノ一大緊急問題ナリ

この建策は、翌二六（一八九三）年に刊行された『石見

郷友会雑誌(第一九号)⁶に掲載された。端的に言えば、「年々歳々二千ヲ超ユル人口ノ増殖スル」ことに見合うだけの産業が、石見地方に見当たらないこと。このことが「石州人民ノ一大緊急問題」であり、北海道への移住が難局打開の良案となる、というのである。

しかし、人口を支えるだけの地場産業が存在しないという現象は、特に石見地方に固有の問題だったわけではない。余剰労働力を他地方に移して何らかの職を与え、送出後に適正な人口を得て地域の需給バランスを図るという論法は、移住する事由としてよく見られるもので、米田の建策もまた同類のものである。

さらに、米田が北海道移住を企図していた明治二二六(一八九三)年一〇月、西日本一帯は明治年間最大の風水害に見舞われた。次の史料は、島根県から内務省に提出された一〇月一九日発の第二報である。

〔史料2〕〔公文雜纂〕明治二十六年・第十五卷・内務省五)
被害ハ松江市ヲ最トシ出雲石見隠岐全般ニ涉レルモ就中内海湖水ノ沿岸地及ヒ出雲国斐伊川神戸川飯梨川伯太川石見国江川浜田川三隅川益田川高津川カホノ川(下府川ナルベシ)隠岐国八尾川沿岸ノ十一ガ最モ甚シク殊ニ江川ノ出水四丈九尺ニ及ビ(後略)

右の報告によれば、この風水害により「出雲石見隠岐全般」に及ぶ被害が発生したことが分る。しかし、翌二〇日の報告書に付けられた「被害概算表」〔公文雜纂〕明治二十六年・第十五卷・内務省五)によると、被害が甚大なのは出雲国であつて、例えば、死者数は出雲国四〇名に対して石見国六名、浸水家屋は出雲国一二、九七七棟に対して石見国六七五棟、堤防決壊は出雲国一二、五七〇間に対して石見国五一五間といった状況であつた。次の史料は、この水害に関する米田の記述である。

〔史料3〕〔関係書類一〕)
暴風洪水ノ罹災者救済ノ良策ハ北海道移住ヲ保助奨励スルニ在リ(以上題名)激雨天ヲ破リ烈風地ヲ動カシ狂浪怒濤之レニ伴ヒ前代未曾有ノ洪水至ル数里ノ堤防瞬間ニ破壊セラレ万頂ノ良田幾多ノ市街ハ忽チ変シテ蒼海トナリ家屋ハ流失シ船舶ハ破損シ居ル二家ナク出ツルニ路ナク衣ルニ由ナク食スルニ術ナク号泣救ヲ求ムルモノ万ヲ以テ数フルニ至ル嗚呼是レ何等ノ惨何等ノ憐之レ実ニ去日本県下暴風洪水ノ惨況タリ之レガ救済ノ策ヲ講スルハ目下ノ急務タル可シ(傍線伊藤)

話は前後するが、「関係書類」の巻頭つまり「一北海道

移住策奨励宣伝」の書き出しは、「山陰移住会社沿革大要」から始まる。まず、米田が移住を構想した「発端」「方策」が語られ、次いで「此業ヲ遂行セシメルニハ是非自ラ郷国ニ帰リ親シク有力家ノ賛同ヲ得サル可ラサル」として、明治二六（一八九三）年四月一五日から一〇月八日まで、郷里の名望家、郡長、島根県知事、代議士等に対して精力的な運動を展開したことが記される。その二日後に降雨が始まったのである。「本月十日夜ヨリ降雨打続キ十四日ニ至リ暴風雨益烈シク」（『公文雜纂』明治二十六年・第十五卷・内務省五）という事態は、まさに米田が北海道移住を企図するタイミングに合わせたかのように発生した。米田が「之レガ救済ノ策ヲ講スルハ目下ノ急務タル可シ」と記したのは、タイミングを失することなく、この風水害を北海道移住の契機の一つにしたことを示している。出雲国よりも被害が少なかった石見国の復興に力を注ぐという選択肢は、米田にはなかった。そこまで、米田が北海道移住に執着した理由はどこにあったのだろうか。

〔史料4〕〔石見余剩ノ人民ヲ北海道ニ移住セシムルノ策〕〔關係書類一〕

余想フ所アリ北海道ニ涉リ爾來二ケ年十一州ノ沿岸石狩十勝ノ内部ヲ跋涉シ親シク海陸諸業ノ実況ヲ視察セ

シニ至ル所内地各府県ノ移民地アラサルナク昨ハ荒漠無人ノ境モ今ハ變シテ田圃開ケ炊煙盛ニ騰ルノ部落ヲ見ル加之尚ホ団体移住ヲ為スモノ日二月ニ増加シ未墾地貸下許可ヲ得ント欲シテ入込ム者続々絶エス此勢ヲ以テ推シ遷ラハ六千九百十八方里ノ面積アル本道モ今ヨリ五六年ヲ出テスシテ借区ノ許可ヲ得ント欲スルモ余地ナキニ至ル（傍線伊藤）可シヨシ幾分ノ余地ヲ存スルニモセヨ開墾耕作ニ適スルノ地ハ索ムレトモ得可ラサルニ至ルハ昭ナリ然ルニ今日ニ至ルマテ我石州人ノ本道開墾事業ニ着目経営スル者アルヲ聞カス今ニシテ之レガ計ヲナスニアラスンバ北海道無尽ノ天恵ヲ空シク他人ノ掌中ニ帰セシメ之レカ分与ヲ受クル能ハサルニ至ル可シ

三井物産社員として渡道し岩内に在住していた米田は、北海道の経済的發展に伴う利益を郷里にもたらすこと、それと共に北海道における大農場経営に自身が直接関わることを思いついたのであろう。ところが、明治二一（一八六九）年に六万人に満たなかった道内人口は、北海道庁が置かれた明治一九年末には三〇万人を超えた。同年六月には、北海道土地私下規則が公布されたことから移住者数は急増し、明治二七年には六〇万人を超えた。⁸「借区ノ許可ヲ得

ント欲スルモ余地ナキニ至ル」ことは避けねばならなかつた。

二 移住前夜 (二)

次に、前述した明治二六年(一八九三)四月一五日から一〇月八日までの米田和一の動きについて時系列で補足しておく。岩内を發つた米田は東京に着き、まず在京の郷里有力者に北海道移住策を説く。これが四月一五日のことである。五月一四日には上京中の島根県知事大浦兼武を訪ねる。

北海道庁長官への添書を得たことが記録される。米田は同日のうちに、北垣の寓居を訪ね、この添書を提出している。なお、米田が大浦を訪ねたその翌日付けで、北海道移住に関する「島根県告諭第二号」が出されている。

〔史料6〕〔関係書類〕二

旧来北海道へ移住スルモノハ概子開墾事業ヲ以一家ヲ經營スルノ目的方法確立セス漫然空望ヲ懷テ往クモノ多キカ故ニ他日実況ノ予想ト大ニ異ナル所アルヲ發見スルモ如何トモ為シ難ク僅カニ労役ヲ以糊口スルカ如キ悲惨ノ境遇ニ陥リ(中略)北海道庁ニ於テ管内原野中開墾ニ適スル土地ヲ撰擇シ一万五千坪宛ニ区画ヲ為シ移住開墾ヲ為サントスルモノ、便利ヲ図ル目的ヲ以テ既ニ着手シ現今成業ノ土地有之数十名團結移住ヲ為スニ最モ適當ノ趣ニ付移住者ニシテ三十戸以上團結シ移住規約ヲ締盟シ地方官ノ認可ヲ經タルモノハ土地貸下等同行ニ於テ特別許可ノ筈ニ付團結移住者ハ左ニ記載スル移住規約ノ要領ニ基キ規約ヲ結ヒ所轄島庁郡市役所ヲ經テ県庁ノ認可ヲ受クヘシ(傍線伊藤)

明治二十六年五月十五日

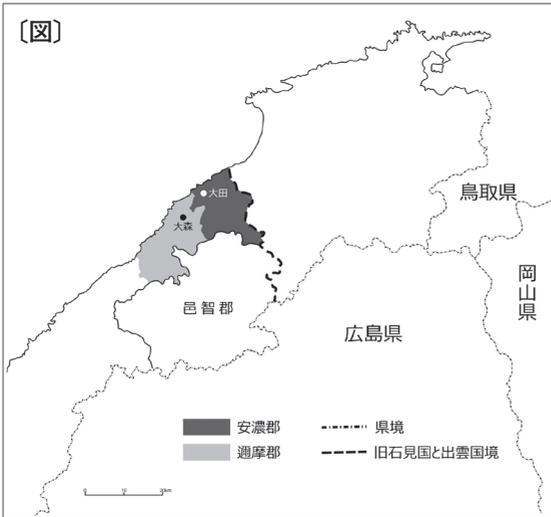
島根県知事大浦兼武

〔史料5〕〔関係書類〕一

北海道ニ島根県殖民地ヲ設クルノ時機失フ可ラサル事状ヲ具陳シ併セテ北海道未墾地貸下許可ヲ得ル様北海道庁長官宛ノ添書ヲ乞フ知事快ヨク快諾セラレ直ニ属官ニ命シテ北垣国道氏宛ノ添書ヲ認メサセ余ニ与ヘラレ且ツ論シテ曰ク兎ニ角事業ヲ起スニハ資本ヲ要ス郷国有力家ノ賛助ヲ求ムルニ如カズト余ハ更ニ郷国資本家ノ賛成ヲ得ル様知事ノ助勢ヲ懇願ス

島根県知事の賛同を得たこと、土地貸下の認可権を持つ

(以下、「要領」は略す)



明治11(1878)年7月に制定された郡区町村編制法によって鳥根県(鳥取県併合時代)は、13の郡区に編制された。邇摩郡と安濃郡は一括りの郡区「邇摩安濃郡」となっている。(伊藤康「鳥取県の地域編制に関する実証的考察(2)―「郡区」の成立と展開・初期郡長の実相」『鳥取市史研究』第22号、2002年)

傍線部には、「三十戸以上」で「移住規約」を定めて「地方官」⇨知事の認可を受ければ、北海道庁は土地貸下等に特別許可を出すとしている。これを見れば、大浦知事が米田和一の要望を聞き入れたことは明らかである。

米田が東京を発ち、松江に着いたのは六月一日である。松江では、荒島村の佐々木善右衛門、鳥根県庁で県書記官、雑賀町の農学士・中村鉄太郎を訪ねて北海道移住を説いて

いる。松江を発つて郷里の波根西村に着いたのは六月二日、七月三日には五十猛村長の紹介で邇摩安濃郡長・藤岡直蔵^④に会して北海道移住策につき依頼している。九月一八日には、代議士清水文二郎が大田村で議会報告会を開く席上で、参集した各村長に北海道移住についての説明を行った。この時に米田参加の労をとったのは、移住全般に深く関わり、のち代議士となる恒松隆慶である。九月二日には「北海道移住会社仮定款」を作り上げ、二四日に川合村の名望家・岩谷善右衛門を訪ね北海道移住会社設立の協力依頼をしている。

鳥根県知事、北海道庁長官、郷里の郡長・代議士・村長・名望家等へと展開した運動は、手堅く効果的であった。「兎二角事業ヲ起スニハ資本ヲ要ス郷国有力家ノ賛助ヲ求ムルニ如カズ」(史料5)という大浦知事の助言を忠実に守った形となった。

米田の運動を支えて移住計画の中心的役割を果たしたのは、邇摩安濃郡役所(大森村)であった。明治二六(一八九三)年一二月二一日、同郡役所で勸業諮問会が開催され、「北海道移住地撰定ノ可否」についての説明が行われた。これに対し「先ツ北海道ノ実地ヲ踏査」することが必要で、「兩郡各組合費ヲ以テ適當ノ人ヲ派遣シ移住地撰定セシメン」と決められた。これを受けて、郡長・藤岡直蔵、資本家代

表・岩谷善右衛門、案内者として米田和一が渡道することになった。(以上、「関係書類」一)

三 移住の申請

藤岡、岩谷、米田三名の渡道の日程や経路等は詳らかではない。ただ、「北海道移住地取調ノ件」(「関係書類」三)には、「往還トモ凡三十日間」として各々六〇円が実費支給されることと記される。渡航時期は、次の史料の日付から春を待つての渡道だったと考えられる。

〔史料7〕「関係書類」三

貸下予定ノ義ニ付願

今般島根県内ヨリ農民移住御貸下地撰定ノ為メ本道へ渡航仕候趣旨タルヤ我県地ハ耕地ニ比シテ人口夥多殊ニ石見国ノ如キハ元来土地磽确加フルニ近年人口ノ増殖著シク随ツテ農家稼穡ノ土地ニ乏シク之ヲ既往ニ徴シテ将来ヲ押セハ細民生活ノ困難軋々寒心ニ耐ヘサルモノ有之是ヲ以テ邇摩安濃両郡各村組合会ノ決議ニ依リ同郡長并ニ移住地取調委員不肖善右衛門実地ヲ踏検シ農業適当ノ土地即チ胆振国虻田郡俱治安村ヲ撰定セリ(傍線伊藤) 依テ一先ツ帰県ノ上予テ申合ノ同志者

ト尚協議ノ上来ル明治廿八年ヨリ同三十年迄ニ精良ノ農民二百戸ヲ移住セシメ主トシテ県内細民ニ稼穡ノ基本ヲ得セシメ傍ラ自営ノ農場ヲ開キ且隣保団結漸次一ノ自活体ヲ組織シ聊カ本道拓殖ノ御主趣ヲ貫徹仕度精神ニ有之候間何卒右俱治安別紙図面朱線ノケ所四百方坪(傍線伊藤)ヲ御貸下予定地ニ御承認被下度此段伏而奉懇願候也

明治二七年五月二九日

島根石見国安濃郡川合村三百四十四番地

平民農 岩谷善右衛門

北海道長官北垣国道殿

この願書は下書きであり、見え消し線を伴う修正が数カ所ある。この願書から分かることは、第一に、実地踏査の結果として、俱知安を移住地に選定したことである。ただ、候補地を俱知安にすることは、事前に決まっていたものと推察される。案内者の米田は「史料4」のとおり土地鑑もあり、候補地を俱知安と決めた後に郷里に戻ってきたのである。(註)「関係書類」一にも、俱知安を踏査した記録が綴られている。「俱知安原野調査」と題された罫紙(七丁)と「胆振国虻田郡俱治安原野見取図」(二舗)からなる資料は、日付はないが米田の手になるものである。罫紙(魚尾)に「岩

内」と印刷されることから、米田が岩内に在住している時に作成されたと考えられる。第二に、農場経営の大枠がすでに定まっていることで、明治二八（一八九五）年から三〇年までに二百戸を移住させること、四百万坪の土地貸下を願うこととしている。

しかし、実際に土地貸下が認可されるのは翌明治二八年五月までずれ込んでいくことになった。その理由は、「他ニモ希望者多々有之」ことを理由に四百万坪に及ぶ貸下げに道庁が難色を示したことが、二つの団体が同じ場所を貸下しようとしたことにあつた。一方は、岩谷善右衛門つまり米田の団体であり、もう一方は松江市在住の士族鈴木新外三名の団体であつた。

〔史料8〕〔関係書類〕三

移住開墾地貸下予定地ノ義ニ付追願

貴道胆振国虻田郡久治安村^マニ於テ農業ノ目的ヲ以テ移住開墾ノ為メ土地貸下予定方鈴木蕃（鈴木新外三名代理人）ヨリハ昨年五月十七日附ヲ以テ願上（三百五十万坪）岩谷善右衛門ヨリハ昨年五月廿九日及六月六日附ヲ以テ願上（四百万坪）置候処右予定願地ノ内重復ノケ所有之今般双方熟議ヲ遂ケ候間別紙図面朱線ノ如ク岩谷善右衛門其他同志共ニ於テ更ニ三百万坪鈴木新其

他同志者ニ於テ更ニ百万坪合計四百万坪御貸下被下度
（後略）

明治二八（一八九五）年二月付（日にちはなし）の北海道庁長官北垣国道宛の岩谷善右衛門、恒松隆慶、鈴木蕃連名による追願である。鈴木蕃からの申請は明治二七年五月一七日付、岩谷善右衛門からの申請は明治二七年五月二九日付（史料7）及び六月六日付とある。石見国、出雲国という違いはあるものの、同県の団体がほぼ同時期に同様の場所の貸下を願った理由ははっきりしない。しかし、場所が重複していること、開墾方法が岩谷善右衛門の団体では、最寄り各郡の有志で合資団体を結び同地小作人を保護移住させる方式、鈴木蕃の団体では、出願者自身が移住地に入り、移住地から小作人を募集して開墾する方式であり、道庁は両者が別々に出願するように指示した。結果的には、両団体に許可が下り、一方は山陰移住会社（三百万坪）として、もう一方は出雲（鈴木）農場（五百万坪）として隣接した地に入植することとなった。（以上、「関係書類」三）

四 山陰移住会社の成立

明治二十八年一月四日

藤岡直蔵（後略）

前述したとおり、山陰移住会社は明治二八（一八九五）年に石見國邇摩安濃両郡の有志によつて設立された。邇摩安濃郡を所轄する郡長・藤岡直蔵が彼ら有志を招集したのは、同年一月四日のことである。

〔史料9〕〔関係書類〕一

拜啓陳ハ北海道移住ノ今日ニ必要ニシテ且有益ナルコトハ過般該道出張取調ノ上報告致置候通ニ有之就テハ兼テ本郡有志会ノ申合ニ基キ不取敢移住適当ノ土地拝借方出願有之候処近來拓殖事業勃興ノ為メ良好ノ土地誠ニ稀少ニ相成右拝借ニ付テハ意外ノ競争起リ其筋ニ於テモ種々詮議中ノ趣ニ候得共本県知事ヨリ特別ノ尽力ヲ蒙リ今般粗貸下許可ヲ得ヘキ見込相立候因テハ弥以テ正確ノ基礎ヲ固メ漸次着実ニ歩ヲ進メ（傍線伊藤）是非トモ素志貫徹不致テハ不相成其辺親シク御商議致度候間嚴寒中御苦勞ノ至ニ候得共万障差繰来ル十一日午前九時大森村勝源寺へ御来会相成度尤將來ノ利害ニ関シ且本郡ノ名譽ニモ差響キ候新規ノ事柄ニ付御同意ト否ト二拘ハラス篤ト御考慮煩シ度候間具々モ御出会被下度委細面語ヲ期ス 早々不宣

内容は、貸下許可の見込みが立つてきたので、移住組織についての協議を行いたいということである。この会議では、社名を山陰移住会社とする「山陰移住会社定款」、「山陰移住会社小作人規則」等が提案され、修正・加筆の上で承認となった。ちなみに、参加者＝本郡有志会は、邇摩安濃両郡の一四一名で、そのまま「山陰移住会社発起人」となった。

〔史料10〕〔関係書類〕二

山陰移住会社定款

第一章 総則

第一条 当会社ノ名称ハ山陰移住会社ト称ス

第二条 当会社ノ事務所ハ島根県 郡 _____（傍線は空欄、伊藤）ニ設ケ当会社一切ノ事務ヲ取扱

ト出張所ヲ北海道開墾地ニ置キ施業ニ関スル事務ヲ取扱ハシム

第三条 当会社ハ島根県内有志者ニシテ相当ノ資格アル者ヲ北海道ニ移住開墾セシムルヲ目的トス

第四条 当会社ノ事業期限ハ拾ヶ年トス

第五条

北海道胆振国虻田郡俱知安村原野ノ内参百万坪貸下ノ許可ヲ受ケ忒百戸ノ移住者ヲ移シ

(後略)

第六条

移住年限ハ三ヶ年間トシ初年ハ六十戸二年目七十戸三年目七十戸トス

第七条

移住者ハ会社ノ小作人トシ一戸平均忒万忒千坪宛ノ未墾地ヲ割渡シ四ヶ年ヲ限り墾成セシメ其墾成地中参千坪ヲ無代価ニテ分与ス

第八条

移住者ニハ旅費小屋掛料移住後一ヶ年間ノ食料農具及種子ヲ貸与ス

(第九条は略す)

第十条

移住者ニハ墾成地ニ対シ三ヶ年間無料耕作セシメ分与地ヲ除クノ外其翌年ヨリ類地相当ノ小作料ヲ徴収ス

(第十一条は略す)

第二章 資本

第十二条

当会社ノ資本ハ総額忒参万四千円トシ各社員ノ出資額ハ一口参由六拾円トス但其出資方法及取扱手續ハ總會ニ於テ別ニ之レヲ定ム

第十三条

当会社ノ責任ハ会社ノ資産ニ止マリ会社社員一己ノ財産ニ及ホス事ヲ得ス

(第三章役員、第四章會議、第五章雜則は略す)

紙幅の關係で一部省略したが、この定款を見れば、山陰

移住会社の目指していたものはほぼ分かる。補足しておけば、事務所(本社)を石見国に置き、俱知安の農場事務所を出張所の扱いにしたこと(第二条)。事業年限を一〇年としたこと(第四条)、貸下許可となる原野は三百万坪で二百戸の移住者を入植させること(第五条)、移住者は会社の小作人とする(第七条)等である。『北海道と島根県』によると、山陰移住会社の設立は、明治二八(一八九五)年三月で、本社を邇摩郡大森町に置き、頭取に岩谷善右衛門、重役に恒松隆慶ほか八名を任命したとある。

この會議を受けて、米田和一らが再び渡道する。その目的は、貸下地の受領、移住地区画の調査、貸下地の測量、事務所・倉庫の設置場所の特定、仮出張所・小作居小屋の建築等である。さらに米田は、岩谷善右衛門の代理者として、道庁に申請する書類の訂正を行い、ようやく土地貸下願の申請にこぎつけた。明治二八年五月二五日のことである。

〔史料11〕(関係書類)三

土地貸下願

胆振国虻田郡俱知安原野ノ内別紙朱線以北草色ノケ

所

一 原野地参百万坪

但他二貸下地及出願中ノモノ無之候

右北海道土地払下規則並ニ同施行手続（傍線伊藤）ヲ
遵守シ別紙起業方法書ノ通り無相違成功可致候間該地
積御貸下相成度此段奉願候也

明治二十八年五月二十五日

山陰移住会社創立委員長岩谷善右衛門代理

島根県石見国安濃郡波根西村四百六拾八

番屋敷平民 米田和一

北海道庁長官北垣国道殿

（以下「起業方法書」は略す）

傍線部は、土地払下の面積は一人一〇万坪。盛大の事業も許可。貸下期間は一〇年以内。全地成功の後は一十坪につき一円で払下という規則を指している。そして、貸下願から三日後、道庁から許可が下りた。

五 移住の開始と小作人組合の結成

「山陰移住会社定款」によると、小作人には、移住の旅費、小屋掛料、移住後一年間の食料・農具及種子を貸与するこ

と（第八条）。一戸に平均一万二千坪の未墾地を割渡してそれを四年で墾成させること、墾成地の内三千坪を無償で分与すること（第七条）とされた。さらに「山陰移住会社小作人規則」（第一―第二〇）を定めて、小作人の募集を開始した。

小作人の募集は、「山陰移住会社創立申合」（「関係書類」二）の第二に「会社ハ可成邇摩安濃両郡内有志者ヨリ成立セシムルノ目的ナルモ時宜ニヨリテハ広く県内一般ヨリ募集スル事」、第十六に「移住人誘導方ハ成ルヘク郡役所町村役場ニ出願シ創立委員会ニ於テ精良ノ者ヲ選抜スル事」とある。本来、邇摩安濃両郡の有志者が出資した会社であり、両郡在住者から募集するのがしかるべきである。しかし、三カ年で二百戸の小作人を募集することには、当初から不安があったようで、それが「時宜ニヨリテハ広く県内一般ヨリ募集スル事」とされた理由であろう。

〔史料12〕（「北海道談話筆記」「関係書類」三所収）

現今移住会社小作人ハ百参拾戸デアリマシテ人口ハ四百八拾参人デアルガ其内安濃郡ガ一番少ナイ殊ニ米田君出身為ニ北海道ト大千係アル此波根西村ハ一人モ移住シタモノガナイ（中略）山陰移住会社ハ邇摩安濃二郡ニテ成立シテオルモノナルニ却テ小作人ハ邑智郡

又ハ募集ニ手ヲ下サン所ノ鳥取県広島県等ノ地ノモノ多々アリマス

〔史料13〕〔関係書類〕四

移住渡航監督員

一 明治二十八年六月二十日岩内港ニ着同廿三日着場

一次監督員 河泉 波衛

〃 世話人 丸 豊五郎 下垣広七郎

一 明治二十九年四月廿二日着岩二十四日着場

二次監督員 厚東五三郎 渡利秀吉郎

一 明治三十年三月三十一日石見国温泉津港出帆四月

五日午後五時伯耆国境港ヨリ鳥取吉村所有船第一

聖徳丸ニテ出帆十五日午前六時岩内港着同月十七

日農場着五月一日農場出発帰途ニ就ク

三次監督員 宮脇行篤

一 同三十年五月廿一日伯耆境港ヨリ第一聖徳丸ニ乗

込抜錨同三十一日岩内港ニ着六月一日農場ニ着ス

四次監督員 清水重七

一 同三十一年五月六日周陽丸ニテ着岩八日農場ニ着

ス

五次監督員 高橋作太郎 (史料中の傍線伊藤)

右の史料は、『北海道談話筆記』と題された冊子の部分で、衆議院議員となっていた恒松隆慶¹⁷が、明治三〇（一八九七）年一月三〇日に波根西村において行った講演を記録したものである。ちなみに、恒松は、同年四月一五日から五月二〇日まで渡道し、山陰移住会社農場視察と共に事務監査を行った。帰島後、郷里の邇摩安濃両郡内を回って視察報告を行った。波根西村の講演では、明治三〇年末の時点で、俱知安への入植が一三〇戸にとどまっていること、米田和一の出身である波根西村からの入植がないことがまず語られる。次いで、邑智郡は邇摩安濃郡に隣接する郡であるから「県内一般ヨリ募集」という申合に該当するものもの、まったく関係のない鳥取県や広島県からの入植者が多いことに言及している。

恒松が別に作成した『北海道視察談』¹⁸の緒言には、「七八月中邇摩安濃両郡内温泉津、大森、大田、川合、波根東、大家其他ニ於テ之レガ視察談ヲナシタルコト十数回ニ及ベリ」と記している。恒松の目的は、残り七〇戸の小作人を邇摩安濃両郡から志願させることにあった。小作人の実際の渡航状況を記したのが次の史料である。

山陰地方から募集した小作人の渡航は明治二八（一八九五）年から三二年まで五次に渡って行われている。恒松の

『北海道談話筆記』によると、第一次は二〇戸（七三人）、第二次は四八戸（一八五人）、第三次は二四戸（一〇八人）とされるが、第四次及び第五次の戸数と人数は記載されていない。農場事務員である米田和一の日記『敬止録』によると、第一次は二〇戸（七二人）、「日誌」によると、第五次の戸数は四九戸である。

監督員、世話人については、第一次の監督員である河泉波衛は川合村在住で山陰移住会社発起人の一人である。彼の場合は、あくまで監督員であつて小作人として農場に栽植したわけではない。世話人として名を連ねる丸豊五郎、下垣広七郎は農場事務所で物品係を務めている（『北海道視察談』）が、本来は小作人として開墾に従事している。四次監督員の清水重七は小作周旋人兼小作人とされる。移住手段については、鳥取市新鑄物師町の吉村家が所有した西洋型帆走船・第一聖徳丸が使用された。吉村家は、明治一〇年代後半から三〇年代初頭にかけて山陰と小樽港を結ぶ定期船を使用して、物資や移住者を運んだ。（『史料13』）では、第三次、第四次で使用されているが、『敬止録』によると、第一次も第一聖徳丸が使用されている。

吉村家と聖徳丸については、鳥取市の収入役を務めた吉村欣二が「北海道開発物語り」⁽²¹⁾の中で回顧しているので、それを抜粋引用してみる。

私の家は明治十八年ごろから自家の所有船西洋型帆まい船をもつて因幡国賀露港と伯耆を起点として、主として、北海道小樽港を目的地とする航路および臨時に室蘭、釧路方面に回航し、小樽には支店を設けていた次第で、北海道とは関係が深い。（中略）私の家の船で北海道に送った移住者の数は明治三十三年までに一万八千人ぐらゐに達すると推定されるが、特に小樽地方北見国方面が多い。当時本県の農、漁村は経済力に乏しく、従つて北海道に渡つて生活を切りひらこうと志す人も多かつた。私の家では渡道希望者を募集するため勧誘者を諸村に出して集め、これを賀露または境港に集合させて船に乗せたくえ移住させた。（中略）航海する船は帆船だから一航海に一週間ないし十五日ぐらゐを要したらしい。

吉村家の航海業は、欣二の祖父貞次郎が開始し、父為吉の代まで続いたが、為吉が明治三十二（一八八九）年に死去したためにその二年後に廃業したという。吉村欣二の記述は晩年のものであるが、諸村に出かけて渡道希望者を募集したこと、賀露または境港に集合させたことなど興味深い記述となっている。これに対して、第一聖徳丸で倶知安

に入植した鳥取県人・足立繁太郎の事例を、彼の回顧録「真実 八十九才の憩え」⁽²²⁾で見つめる。

足立繁太郎は、俱知安町の初代名譽町民となった人物で、明治二三（一八九〇）年に鳥取県河村郡浅津村下浅津（現、湯梨浜町下浅津）に貧農の長男として生まれた。農業で生計を立てることができず、父・条次は利尻のニシン場に出稼ぎに出かける。山陰移住会社の第五次入植団に参加した契機は、浅津村役場の計らいと父の実弟が渡道していたことにあるという。明治三一年の春、祖父母、母、繁太郎を含めた子ども五人の計八人で境港まで移動。ここで因幡国と伯耆国の移住者が合流し、美保関で石見国の移住者を待つ帆前船で出帆。父・条次とは俱知安で合流となった。移住前の出来事として、「天神川の堤防が切れ下浅津一帯が湖。父が東郷池にもやってあった舟を漕いで来て垣根を界の香宝寺にひ難した」という水害の記述が見られる。これは「史料2」（史料3）でもみた明治二六年の水害で、この時、鳥取県は島根県をはるかに凌ぐ被害を受けていた。⁽²³⁾

足立繁太郎の回顧録からは、次のことを指摘してみたい。

第一は、役場の計らいで山陰移住会社の入植団に参加したことである。前述のとおり、小作人の募集は、まず邇摩安濃両郡、次いで時宜により広く島根県内、さらになるべく郡役所・町村役場に出願の者という基準があった。可能性

としては、応募者が不足する中で、山陰移住会社がさらに範囲を広げて募集をした。もしくは、前述の吉村による勧誘が行われた、といったことが考えられる。第二は、水害が移住に大きな影響を与えていることである。米田和一は、この水害を山陰移住会社設立の契機にしようとしたし、足立繁太郎の事例は間接的な影響があった可能性を窺わせる。これ以外にも、この水害が直接的な影響を与えたとする事例がある。⁽²⁴⁾ もっとも、水害は契機であって主たる要因ではない。狭隘な土地、高い小作料、長子単独相続といった当時の農村構造の中に、本来的な理由は隠されている。

さて、山陰移住会社の小作人は、山陰地方以外にも道内からの再移住者も対象としていた。結果的に、どれだけの移住者が集まったかをまとめたのが次頁の「表1」（「表2」）である。「表1」は、四次の入植が行われた後に集計されたものであるが、肝心の邇摩安濃両郡からの入植戸数は、三七戸で全戸数一三〇戸に占める割合は、二八・五パーセントしかない。島根県全域でも六六戸であり、これで全戸数の約半分である。なお、『北海道視察談話附録』によると、鳥取県からは、二次は因幡国から一〇戸、三次は因幡国から一七戸、四次は伯耆国から一六戸が入植したことが分かる。

〔表2〕 山陰移住会社農場概況一覽表
明治31年12月末調

出身県	旧国名	現住者原籍戸数
島根	石見	111
	出雲	3
鳥取	因幡	33
	伯耆	26
広島	備後	6
新潟	越後	4
徳島	阿波	6
青森	陸奥	2
千葉	上総	1
栃木	下野	1
愛媛	伊予	1
山形	羽前	1
香川	讃岐	1
	合計	196

『山陰移住会社関係書類』四

〔表1〕 山陰移住会社小作人戸口表
明治30年6月1日調

出身県	郡名	戸数	人数
島根県	仁摩	31	122
	安濃	6	21
	飯石	2	5
	邑智	27	90
鳥取	—	43	177
広島	—	7	25
新潟	—	4	11
徳島	—	2	7
青森	—	1	5
千葉	—	1	4
栃木	—	1	3
愛媛	—	1	3
山形	—	1	2
北海道	—	3	8
	合計	130	483

『北海道視察談』

合わせて四三戸に及ぶ入植は、全戸数の三三・一パーセントに及ぶ。恒松隆慶が嘆いた理由はよく分かる。「表2」は、「山陰移住会社農場概況一覽表」(関係書類「四」)によるもので、旧国名による集計となっている。この一覽表では、移住戸数を次のように集計している。

明治二八年末 移住戸数二一 現住戸数二一
 明治二九年末 移住戸数八八 現住戸数八一
 明治三〇年末 移住戸数一三九 現住戸数一三三
 明治三一年末 移住戸数二〇四 現住戸数一九六

ちなみに、『俱知安の八十年』では移住戸数を二〇四戸としているが、これは明治三一(二八九八)年末の移住戸数を指している。「表2」の合計戸数一九六戸が明治三一年末の現住戸数である。この内、石見国の戸数は一一一戸(五六・六パーセント)となるので、「表1」からは四五戸増えたことになる。しかし、五次の入植戸数は前述のとおり四九戸であり、数字的には矛盾がある。鳥取県人の場合も「表1」「表2」間に一六戸の増加が見られるが、その増加戸数の実態は管見する資料からは窺うことができない。ただ、『北海道と島根県』に次のような記述がある。記載者はもちろん米田である。

二十八年六月二十三日第一期の移住者二十戸着場鋤初式を行ふ。依つて之れを当農場開始の記念祭日と定めたり。而して二十九年には因幡伯耆の応募者を加へて六十七戸、三十年には同四十九戸、三十一年には五十五戸を移し、其他道内より募集せし十三戸を併せて小作人の総数二百四戸、八百三十六人に達せり。之れを国別に見れば、石見百十九戸、因幡三十三戸、伯耆二十六戸、備後六戸、阿波六戸、越後四戸、出雲三戸、陸奥二戸、其他羽前、上総、下野、伊予、讃岐等各一戸宛なり

「石見百十九戸」の数字以外は、「表2」つまり「山陰移住会社農場概況一覽表」の数字と合致する。旧国名の表記からも、米田の記述は、この一覽表を基にしているのではないかと推察される。数字的な整合性については、今後の課題としておきたい。

最後に、入植した小作人であるが、原則一〇戸を一組とする組合を結成した。これは、「山陰移住会社小作人規則」第一一に、「小作人八十戸毎二小作組合ヲ結ヒ事業上其他相救相扶ノ責ヲ負ヒ当会社ニ対スル負債ニ付テハ連帶ノ義務ヲ負フ」に基づくものである。相互扶助と共に会社への連帯責任を負わせる仕組みである。鳥取県人を例にとると、

組長・中村廣鉢（一〇戸、因幡部、明治二九年四月入植）、
組長・山下源五郎（九戸、因幡部、明治三〇年四月入植）、
組長・竹下友蔵（九戸、因幡部、明治三〇年四月入植）、
組長・柳生米蔵（一五戸、伯耆部、明治三〇年五月入植）、
組長・洞ヶ瀬平三郎（九戸、伯耆部、明治三二年五月入植）
の五組計五二戸が、確認できるものである。出身国別に組合を編成していることは、渡航する段階での成り行きで、決まってきたものであろう。

恒松が農場視察した折、「山陰移住会社農場東部因幡組巡視」（『北海道視察談』）をしたという。因幡組の名を持つのが、右のどの団体だったのかははっきりしない。明治三〇（一八九七）年四月二十九日の夕刻のことである。

むすびにかえて

本稿執筆の契機は、鳥根県人が組織した山陰移住会社に、隣県の鳥取が呼応した点に着目したことにある。「鳥取県」から「山陰」へのフィールドの広がりには、多分に今日的な課題を相対化させるための試みでもある。ただ、執筆を始めてから、「関係書類」を補完する未見の史料があることが分かり、残念ながら、本稿は、会社が設立されるまでの経緯と、農場の開設までを俯瞰するに止めた。

山陰移住会社による農場経営は、従来の研究の中では、「集団移民として理想的に開拓に成功した一例」と高く評価されている。確かに、島根県知事、北海道庁長官、郷里の郡長・代議士・村長・名望家等へと展開した運動を見ても、その一端は窺うことができた。次の機会に、農場経営の実態、会社の解散までをまとめてみたい。「山陰移住会社と鳥取」の関係を問うのは、それからである。

【注】

- (1) 鳥取県立公文書館が実施した鳥取県人の北海道移住調査は、平成八（一九九六）年から同一三年までの間に、計八回実施され、県人の主な入植地での調査、類縁機関での資料調査等を行った。
- (2) 移住者の戸数・人数については、『北海道庁統計書』の数字を基本に、その他の資料で補足した。
- (3) この他、炭鉱、林業に関わった鳥取県人も相当数あると推測されるが、調査で判明したものは僅かである。
- (4) 『倶知安の八十年』（一九七一年）一五二頁
- (5) 同館編集『日本北辺関係旧記目録（北海道・樺太・千島・ロシア）』（一九九〇）には、「四 歴史資料（特殊事項）D 移住・開拓」に「山陰移住会社関係書類（参考資料第貳号）」以下九点、
- (6) 同誌は、明治二六（一八九三）年二月一日に、東京にあった石見郷友会事務所が刊行したものである。
- (7) 明治一七年から開始された鳥取士族の北海道移住はまさにその典型で、鳥取県は旧城下に集住する士族を釧路等に移し、適正な数の士族を対象に授産を行うという施策を行った。
- (8) 『新北海道史』（第九卷 史料三、一九八〇年）七七四頁
- (9) 但馬国養父郡の庄屋の家に生まれる。明治維新で功をなし鳥取藩士に列せられた。侯爵池田仲博の相談役となり十勝の池田農場設立（明治三〇年）にも関わっている。
- (10) 因幡国気多郡穂地村に生まれる。明治五年に島根県に奉職し勸業課長、邇摩安濃郡長となる。退任帰郷後に、第五代鳥取市長となり二期務めた。（『鳥取県大百科事典』新日本海新聞社、一九八四年）
- (11) 明治一六年五月に国からの通達により設置された組織で、この時、計二〇名（邇摩郡一〇名、安濃郡一〇名）が集まっている。
- (12) 『北海道と島根県』によれば、「廿六年三月親しく倶知安原野に入りて実況を踏査し、更に團結移住に関する具体的立案を掲げて帰郷の上組織的運動を開始せり」（二二二頁）とある。『北

海道と島根県』（一九三二年）は、北海道に在住する島根県人が結成した島根県郷友会が刊行したもので、編集の中核を担ったのは米田である。

- (13) その後一五万坪の追加貸下を受けたので、併せて三一五万坪となった。

- (14) 金額に取消線、傍点があり、資本金の額を三万円と読むか、三万四千円と読むか判然としない。『北海道と島根県』では設立当初の金額を三万五千円とし、その後一萬五千円の増資を行って五万円となったとする。

- (15) 本社は旧河島家住宅（大田市指定文化財）内にあった。

- (16) 恒松隆慶著『北海道談話筆記』（本文参照）によると、米田の他は揖野義雄（邇摩郡静間村）、島林武吉郎（安濃郡朝山村）の二名で、いずれも山陰移住会社発起人である。

- (17) 恒松は、明治二七（一八九四）年三月に行われた選挙（島根第四区）で当選した。

- (18) 明治三〇年九月に「北海道視察談話附録」と一括して松江で発行されている。

- (19) 原本は北海道大学附属図書館所蔵。翻刻したものが『後志郷土史シリーズ第二集』（一九六一年）として刊行されている。

- (20) 注（5）の目録には、山陰移住会社出張所日誌として四冊が掲載されており、これは明治三一年度分にあたる。

- (21) 「日本海新聞」に四回にわたって連載されたようだが、発行年

月日の特定ができない。

- (22) この回顧録は、足立繁太郎のご子息俊雄氏から提供を受けたものである。

- (23) 『鳥取県史』近代政治篇（二五五頁）は、県下の被害状況について、死者二九人、行方不明一〇九人、流壊家屋四六八戸、半壊家屋五、八六一戸、浸水家屋一八、一九二戸、田畑流失一、六五六町歩と記している。

- (24) 河村郡竹田村久原（現、東伯郡三朝町久原）から岩見沢に移住した安藤千蔵の記録「利恵幾」には、「廿六年九月七日七夜大雨ふり大水出家那^{なが}がれて廿七年三月仁村^にシツ立」とある。また、明治二六年二月一五日付日野郡訓令発甲第三一号は、「今般水災ニ罹リタル人民ニシテ将来故郷ニ在テ生活ノ目的ナキモノハ屯田兵ヲ志願シ北海道ニ移住候方得策ニ可有之」として、屯田兵に志願させることを解決策の一つとしている。

- (25) この一覧表は、明治三二（一八九八）年二月末調のもので、農場、事務所、開墾成績、工事、戸籍（戸戸、人口、異動、年齢別、現住者原籍国別、組合）、農作（農作高、各種優等作、多額収穫者、開墾并耕作優等者）が項目となっている。

- (26) 注（19）の解題

執筆にあたっては、大田市久手町波根西在住の松原軍二氏に現地
の案内、資料の提供等ご協力を賜った。記して厚くお礼申し上げます。